

鳥取県告示第318号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり上北条土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年5月14日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

退任した役員の氏名及び住所

理事	牧 田 政 人	倉吉市中江183
〃	野 嶋 正 義	東伯郡北栄町国坂430
〃	石 村 静 臣	倉吉市新田242
〃	岸 田 佳 人	倉吉市古川沢246
〃	山 本 公 孝	倉吉市小田131
〃	徳 田 一 範	倉吉市井手畑38
〃	徳 田 和 幸	倉吉市下古川17
〃	生 田 愿	倉吉市大塚120
〃	大 上 哲 人	倉吉市穴窪231
監事	伊 東 祐 道	倉吉市新田289
〃	山 本 幸 人	倉吉市小田192

平成22年4月21日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	山 本 公 孝	倉吉市小田131
〃	徳 田 和 幸	倉吉市下古川17
〃	生 田 愿	倉吉市大塚120
〃	伊 東 正 夫	倉吉市新田85-1
〃	岸 田 佳 人	倉吉市古川沢246
〃	徳 田 一 範	倉吉市井手畑38
〃	吉 田 正	倉吉市中江185
〃	大 上 哲 人	倉吉市穴窪231
〃	岡 本 和 幸	東伯郡北栄町国坂225
監事	北 窓 実	倉吉市新田238
〃	兼 本 晴 實	倉吉市古川沢82

平成22年4月22日就任 任期4年